

# 社会福祉法人ゆりかご福祉会役員等の報酬・費用弁償規程

## (目的)

第1条 社会福祉法人ゆりかご福祉会（以下「法人」という）の役員、評議員等（以下「役員等」という）に対する報酬・費用弁償について必要な事項を定めるものとする。支給する金額は、税抜き後の金額とする。

## (役員等の範囲)

第2条 報酬・費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事
- (2) 法人が規定する委員会及び部会の委員
- (3) 法人のため理事長の要請を受けて出席する会議及び業務

## (報酬・費用弁償の額)

第3条 費用弁償の額は次のとおりと支給する。

- (1) 理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、事務局会議、市指導監査に出席した時  
日当 3,000 円と交通費の実費を支給する
- (2) 法人のため理事長の要請を受けて出席する会議及び研修会の場合
  - ①日帰りで出席する場合  
5 時間まで日当 3,000 円と交通費の実費を支給する  
5 時間を超える場合は、食事代 1,000 円を加算する。  
但し、参加費の中に昼食費が含まれる場合は食事代の支給はしない。  
往復にかかる時間を含めて 5 時間以内かこえるかで判断する。
  - ②宿泊を伴う会議及び研修会に出席する場合  
1 日 3,000 円と食事代 1,000 円を支給する。  
交通費は、実費支給する。  
宿泊費の 10,000 円上限として支給する。  
但し、参加費の中に、宿泊費・昼食費が含まれる場合は、それらは支給しない。
  - ③職員・保護者と共同で行う会議へ出席の場合は、実費交通費のみ支給する。
- (3) 法人の業務を行う場合（交通費は支給しない）

理事長	1 回	3,000 円	を支給する。
その他の役員	1 時間	1,000 円	を支給する。

## (重複支給の調整)

第4条 職員が役員を兼ねている場合は、その者に報酬は支給しない。  
非常勤職員で、勤務時間外の場合は、1 時間 1,000 円支給する。  
いずれも、重複して支給しない。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金の金額は、次の通りとし、その都度理事会で確認する。

理事及び監事を継続しておこなった場合は、在任期間を合算し、金額は按分して支給する。

	理事長	理事	監事
在任期間 10 年未満	100,000	0	0
在任期間 10 年以上 20 年未満	150,000	50,000	25,000
在任期間 20 年以上 30 年未満	200,000	100,000	50,000
在任期間 28 年以上	300,000	200,000	100,000

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に監視必要な事項は、理事長が定める

附則

この規程は 平成23年9月15日から施行する。

平成28年3月16日一部改定

平成28年5月24日一部改定

平成29年2月21日一部改定

平成29年6月16日一部改定

表1

		報酬・ 日当	食事代	宿泊費	費用弁償(交 通費)
理事会・監事会・市 監査等	1回	3,000円			実費
日帰り会議・研修会	5時間未満	3,000円			実費
往復の時間含む	5時間以上	3,000円	1,000円		実費
宿泊を伴う会議・研 修会等	1日	3,000円	2,000円	10,000円 上限	実費
職員・保護者共同の 委員会等		なし	なし	なし	実費
理事長業務	1回	3,000円			実費
他の役員が業務	1時間	1,000円			実費

但し、宿泊を伴う会議・研修会で宿泊・食事代・昼食費が参加費に含まれている場合は重複して支給しない。